

令和5年度実施庁目標に対する実績の評価について

令和6年9月



実施庁目標とは

実施庁

中央省庁等改革基本法に基づき、主に政策の実施機能を担う組織として、

平成13年1月の省庁再編時に、7省庁に9実施庁が設置された。現在は、4省5実施庁となっている。

現行の実施庁：法務省（公安調査庁）、財務省（国税庁）、**経済産業省（特許庁）**、国土交通省（気象庁、海上保安庁）

廃止された実施庁：防衛庁（防衛施設庁）、総務省（郵政事業庁）、厚生労働省（社会保険庁）、国土交通省（海難審判庁）

実施庁目標の策定

中央省庁等改革基本法 第16条第6項第2号に基づき、各年度に特許庁が達成すべき目標を
経済産業大臣が設定し、特許庁長官に通知する。

実施庁目標に対する実績の評価

特許庁が達成すべき目標に対する実績を経済産業大臣が評価し、特許庁長官に通知する。

（※今回は、**令和5年度目標に対する実績の評価。**）

令和5年度目標に対する実績について

- 令和5年度は、審査の期間や、地域中小企業の知財戦略強化の方針などの項目について、中長期的な政府目標※も勘案し、目標の修正・変更を行った。

※2023年度末までに、特許の権利化までの期間を平均14カ月以内とする。（「日本再興戦略」改訂2014）

- 全38項目中、「知財に着目した融資等を行う金融機関数」の項目を除き、達成。

→知財に着目した融資等を行う金融機関数については、特許庁の支援事業により作成した知財ビジネス評価書を活用して融資を行った金融機関数を集計しているもの。

目標未達となった要因は、令和5年度実績の対象期間から、支援事業の採択要件として、企業の知的財産を整理・分析した基礎的書類の作成を求めたことから、金融機関側の負荷が増加し、新規に支援を受けようとする金融機関数が伸び悩んだことが考えられる。令和6年度以降は、これまでの知見も踏まえ事業内容を大幅に見直し、中小企業が自社の有する知財の現状分析をした上で、将来像を見据えた経営戦略を金融機関に示すことができるよう支援を実施していく。

1-1. 審査期間について

項目		令和4年度評価	令和5年度目標	令和5年度評価	令和6年度目標
特許	一次審査通知までの期間	10.0ヵ月	年度平均8.5～10.5ヵ月、 令和6年3月平均8.5～10ヵ月	年度平均9.4ヵ月、 令和6年3月平均9.1ヵ月	8.5～10.5ヵ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	2.2ヵ月	3ヵ月以内	2.1ヵ月	3ヵ月以内
	スーパー早期審査 一次審査通知までの期間	0.9ヵ月	1ヵ月以内	0.8ヵ月	1ヵ月以内
	権利化までの期間	14.7ヵ月	年度平均13～15ヵ月、 令和6年3月平均13～14ヵ月	年度平均13.8ヵ月、 令和6年3月平均13.3ヵ月	13～15ヵ月
意匠	一次審査通知までの期間	6.0ヵ月	5～7ヵ月	6.0ヵ月	5～7ヵ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	1.8ヵ月	3ヵ月以内	2.0ヵ月	3ヵ月以内
	権利化までの期間	7.0ヵ月	6～8ヵ月	6.8ヵ月	6～8ヵ月
商標	一次審査通知までの期間	年度平均5.4ヵ月 令和4年度末月平均 5.5ヵ月	5.5～7.5ヵ月	6.1ヵ月	5.5～7.5ヵ月
	早期審査 一次審査通知までの期間	1.9ヵ月	3ヵ月以内	1.7ヵ月	3ヵ月以内
	権利化までの期間	年度平均6.9ヵ月、 令和4年度末月平均 6.9ヵ月	7～9ヵ月	7.3ヵ月	7～9ヵ月

1-2. 審査の質について

項目		令和4年度評価	令和5年度目標	令和5年度評価	令和6年度目標
特許	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	65.5%	上位評価割合 65%以上	78.1%	上位評価割合 65%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	
意匠	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	73.0%	上位評価割合 70%以上	88.3%	上位評価割合 70%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	
商標	コミュニケーションに関するユーザーの評価*1	67.4%	上位評価割合 65%以上	80.8%	上位評価割合 65%以上
	出願人の求めに応じた面接の実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	原則、100% 面接を実施	

*1 主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。

2. 審判について

項目		令和4年度評価	令和5年度目標	令和5年度評価	令和6年度目標
拒絶査定 不服審判	特許	10.1ヵ月	10～12ヵ月	10.7ヵ月	10～12ヵ月
	意匠	4.4ヵ月	4～6ヵ月	5.8ヵ月	4～6ヵ月
	商標	6.6ヵ月	8～10ヵ月	9.4ヵ月	9～11ヵ月
拒絶査定 不服審判 早期審理	特許 意匠 商標	2.4ヵ月	2～4ヵ月	2.5ヵ月	2～4ヵ月
無効審判	特許 意匠 商標	8.6ヵ月	7～9ヵ月	8.4ヵ月	7～9ヵ月
異議申立	特許	7.3ヵ月	7～9ヵ月	6.9ヵ月	7～9ヵ月
	商標	6.5ヵ月	5～7ヵ月	6.5ヵ月	5～7ヵ月

3. 出願・登録等について

項目		令和4年度評価	令和5年度目標	令和5年度評価	令和6年度目標
電子出願システム*1		達成	24時間365日受付	達成	
方式審査期間*2		達成	全て即日	達成	
登録	設定登録*3	全件、3営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件3営業日以内	全件、3営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件3営業日以内
	移転登録*2	6月末までは13営業日以内、7月以降は全件10営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件10営業日以内	全件、10営業日以内に登録原簿への登録を行った。	全件10営業日以内
公報*4	特許・意匠・商標	全件、登録日から10日以内に発行した。	10日以内	全件、登録日から10日以内に発行した。	10日以内
出願・登録等に関する問合せへの対応		達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内	達成	電話：原則即時 (折り返し対応の場合は即日) メール：原則2営業日以内

*1 システムのメンテナンス時間及び停電や大規模災害等が発生した場合を除く。

*2 手続に不備がある場合は除く。

*3 書面による場合及び手続きに不備がある場合を除く。

*4 年末年始及びゴールデンウィークを挟む場合並びに編成対象のデータにエラーがある場合を除く。

4. 中小企業支援及びグローバル化への対応について

項目		令和4年度評価	令和5年度目標	令和5年度評価	令和6年度目標
中小企業支援	全国の知財総合支援窓口における相談件数	122,727 件	105,000件以上	118,902件	次ページ参照
	全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数	13,615 件	12,000件以上	15,077件	
	知財に着目した融資等を行う金融機関数 ^{*1}	累計90 機関	累計93機関以上	累計90 機関	
	新規に特許等の出願を行う中小企業数	15,196社	14,000社以上	14,738社	
	地域の中核となる企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するために実施する企業支援件数		60件以上	61件	
グローバル化への対応	特許審査ハイウェイ（P P H）の一次審査通知期間 ^{*2}	2.4カ月	3カ月以内	2.1カ月	3カ月以内
	新興国等の知財関係者を対象とした研修	48カ国・機関 313人	40カ国・機関以上 290人以上	47カ国・機関 297人	40カ国・機関以上 290人以上

*1 特許庁の知財ビジネス評価書作成支援を活用して、融資を行う金融機関数（公表分）。

*2 他庁で特許可能と判断されて申請された案件の我が国における一次審査通知期間。

（参考）令和6年度目標（中小企業／地方（地域）の知財活用支援）

目標（ミッションステートメント）

- 中堅・中小企業における知財意識の向上を図るとともに、競争力の源泉となる知財の戦略的な活用（知財経営）を促進することで、企業の「稼ぐ力」を向上させ、付加価値拡大による地域経済の好循環の実現を目指す。

成果指標

- ① **全国の知財総合支援窓口と関係機関との連携件数：12,000件以上**
（※）INPIT第6期中期目標と同様の件数を設定
- ② **地域の中核となる企業における知財経営のモデルとなり得る事例を創出するために実施する企業支援件数：60件以上**
（※）第3次地域活性化行動計画（令和5年5月24日）と同様の件数を設定

効果指標

- ① **新規に特許等の出願を行う中小企業数：14,000社以上**
（※）令和5年度実施庁目標と同様の件数を設定
- ② **特許出願件数（内国人の特許出願件数）に占める中小企業の割合：18%以上**
（※）第5期科学技術基本計画（2016～2020年度）（平成28年1月22日閣議決定）における設定比率（15%）及び直近5年間（2018～2022年）（平成30年～令和4年）の平均値（16.7%）を超える目標値を設定

質的目標

- 知財経営の実践への支援から得られた知財の活用方法等をモデル的な事例として周知することにより、企業の知財活用の底上げを図る（モデル事例の周知）。
- 関係機関同士のより一層のネットワーク強化を図り、関係機関が実施する各種支援施策についても、相互利用やシームレスな利用を推進し、企業の経営課題に合わせた支援を実施することで、施策効果の向上を図る（「4者連携」取組推進）。

※各指標の位置づけは以下の通り。

目標：特許庁が中小企業支援を進めるにあたり掲げるミッション・問題意識。

成果指標：単年度アウトプット目標として達成を目指す指標。

効果指標：アウトカム目標として注視しておくべき指標。

質的目標：施策の方向性